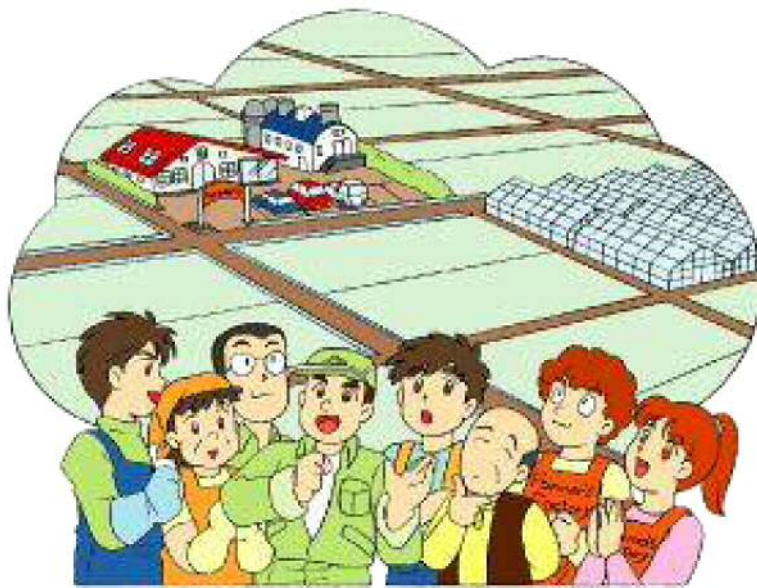


平成27年度第2回 評価委員会参考資料



平成27年12月25日（金）

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成27年12月25日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1)農地中間管理事業の推進に関する法律（H25 法律第 101 号）
- (2)農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26 農林水産省令第 15 号）
- (3)公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26,5,16 改正）
- (4)公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領（H26,4,15）

2 評価委員

- (1)東北大学大学院教授
- (2)(公社)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3)宮城県市長会推薦者
- (4)宮城県町村会推薦者
- (5)弁護士

3 評価委員会の役割（機構法第6条第2項）

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命（機構法第6条第3項）

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県（農振）指令第165号（H26, 10, 3）及び、宮城県（農振）指令第167号（H27, 10, 29）により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見（機構法第9条第4項）

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H26年度分は、H27, 6, 29付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1)平成26年度（初年度）

- ①年 内（12月18日）・・・任命式・事業等説明・H26事業中間報告
- ②年 度 内（3月17日）・・・H26事業見通し・H27当初事業計画

(2)平成27年度以降（実月日はH27実績であり、次年度以降は目安）

- ①年度当初（6月10日）・・・H26事業報告（評価検討）
- ②年 内（12月25日）・・・H27事業中間報告
- ②年 度 内（3月中下旬）・・・H27事業見通し・H28当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 任命しようとする者の氏名及び略歴
- 二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（H26, 5, 16改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：（公社）みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（H26, 4, 15）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。
3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。
2 会議においては、委員長がその議長となる。
3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第7条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第8条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経 費)

第10条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

宮城県農地中間管理事業評価委員会委員名簿

(平成27年度：H27,10,29～)

区分	組織名	職名	氏名	備考
委員長	東北大学大学院	教授	伊藤 房雄	
副委員長	(公財)みやぎ産業振興機構	副理事長	伊本 廣一	
委員	宮城県市長会	事務局次長	吉野 博明	仙台市総務局総務部長 H27,10,29付け就任(知事認可)
委員	宮城県町村会	理事事務局長	佐々木 昭男	
委員	弁護士	弁護士	丸山水穂	

※評価委員会設置要領に基づき、委員は5人以内

※委員の任期は、同要領に基づき2年（H26,12,18～H28,6,30：吉野委員はH27,10,29～H28,6,30）

＜HPアップ原稿＞・・・農地

☆おしらせのタイトル☆

「農地中間管理機構を軌道に乗せるための改善策について」

「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について」（平成27年7月14日付け27経営第1068号農林水産省経営局長通知）に基づき、以下事項を公表いたします。

記

- 1 公社役員名簿（様式A）
- 2 農地中間管理事業推進活動方針（H27,9,25）
- 3 H27年度農地中間管理機構推進体制図
- 4 地域コーディネーター名簿（様式B）
- 5 宮城県農地中間管理機構の事業実施体制（H27,5,1）
- 6 農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会を踏まえた改善点等（H27,9,25）

＜参考＞

- ① 「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について」（H27,7,14 付け27経営第1068号農林水産省経営局長通知）
- ② 農地中間管理事業に係る相談窓口一覧表



農地中間管理機構の役員体制

【H27.3末時点】

13名

8名

役職	常勤・非常勤の別	氏名	現(前・元)職名	H27年度は継続又は退任の別	経営に関し実践的な能力を有する者	
					該当者には○印	実務経験有りと判断した経歴等
理事長	常勤	高橋正道	(県農林水産部技監兼次長)	継続		
常務理事	常勤	佐藤富雄	(農業公社畜産振興部長)	継続		
"	常勤	布田順一	(原種苗センター専務理事)	退任		
理事	非常勤	寺田守彦	県農林水産部技監兼次長	退任		
"	非常勤	風間康静	白石市長	継続	○	白石市長・幼稚園経営経験
"	非常勤	赤間正幸	大郷町長	継続	○	大郷町長・農業経営(水田・畑)経験
"	非常勤	中村功	県農業会議会長	継続	○	県農業会議会長・農業経営(水田・畑)経験・農業者経営指導経験
"	非常勤	石川壽一	県農協中央会会長	継続	○	JA組合長・JA宮城中央会長・農業経営(水田・畑)経験・農業者経営指導経験
"	非常勤	大坪輝夫	県表類・大豆種子場農協連絡協議会長	継続	○	JA組合長・農業経営(水田)経験・農業者経営指導経験
"	非常勤	伊藤秀雄	(有)伊豆沼農産代表取締役	継続	○	農業生産法人経営(水田・養豚・果樹・露地野菜・飼料作物)・レストラン経営
監事	非常勤	保科郷雄	丸森町長	継続	○	丸森町長・農業経営(水田・畑)経験
"	非常勤	菊地深	全農宮城県本部長	継続		
"	非常勤	藤澤勉	公認会計士	継続	○	公認会計士事務所経営

【27年度新規(予定を含む)】

2名

0名

常務理事	常勤	井城克廣	(県仙台地方振興事務所副所長)	6月～		
理事	非常勤	小島俊夫	県農林水産部次長	6月～		

農地中間管理事業推進活動方針

平成27年 9月25日
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

本県農業の重要な課題は、①担い手を育成し、②その担い手に生産手段である農地を集約して、③地域の農業・農村を活性化させることであり、担い手のリタイアが進むなか、そのカバーも急務であり、担い手の育成と農地の集積・集約化のスピードが求められています。

そのための施策として10年間の集中期間で農地中間管理事業がスタートし、本県においても当公社が「農地中間管理機構」として宮城県の指定を受け、県が定める「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」のもとに事業を展開してきた。

農地中間管理機構として、事業2年目を迎え、「宮城県農地集積アクションプラン」や市町村が作成する「人・農地プラン」等を踏まえ、以下の目標を掲げ、活動方針を定め、一層の事業推進を図るものとする。

【目標】

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標**
おおむね10年後（H35年度）における担い手（※）への農地集積率9割
- 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標**
担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、連担化・団地化を進め、担い手経営体の大規模化、生産の効率化、高度化等を図る。

※担い手（県基本方針）

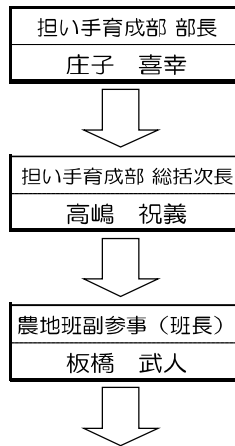
①認定農業者・②特定農業法人・③特定農業団体・④基本構想水準到達者・⑤集落営農組織（集落内を一括管理・運営）・⑥認定就農者・⑦企業参入者を地域農業の担い手と位置付けています。

【活動方針】

- ①機構集積協力金の有効活用により推進します。**
 - ・制度の一層の周知を図り、機構への貸付けに踏み切るきっかけとします。
- ②既存賃貸借契約期間満了案件を機構事業へ誘導します。**
 - ・機構事業介入率を高め、農地中間管理権による再配分調整機能を活用し、担い手農家が利用する農用地の連担化・団地化を進めます。
- ③本格的な人・農地プラン等の作成により推進します。**
 - ・地域農業の高齢化・農地の状況等を踏まえ、人・農地プランの見直しにおいて地域合意を目指します。
- ④重点実施区域及びモデル地区を中心として推進します。**
 - ・地域コーディネーターを設置し、地域に根ざした推進を図ります。
 - ・成果を成功事例として県内他地域へのヨコ展開を図ります。
- ⑤ほ場整備実施地区を積極的に推進します。**
 - ・農業農村整備事業関係機関との連携により、担い手への集積手法の高度化・安定化への誘導を実施します。
 - ・「農作業受託」から「農地中間管理事業による賃貸借」への誘導を図ります。
- ⑥県内全体を対象として推進します。**
 - ・関係機関等の広報誌、マスコミ等の活用を図ります。
 - ・関係機関等組織幹部との連携、協力を強化します。
 - ・産業界との連携強化に努めます。
 - ・受け手対策：関係機関等との連携による各種会議研修会等の活用を図ります。
 - ・出し手対策：土地持ち非農家等を意識した広報等を実施します。

平成27年度農地中間管理機構推進体制

1. 推進体制



2. 地域担当及び連携

総括：副参事(班長) 板橋 武人			
管内	農地中間管理事業等担当		コーディネーター
登米	主任主査	高橋 功也	菊地 治美 沼田 一夫
石巻	主任主査	高橋 功也	勝然 公夫
気仙沼 南三陸	主任主査	高橋 功也	菊地 治美 沼田 一夫
大河原	主任主査	大内 浩也	吉野 文雄
栗原	主任主査	大内 浩也	三浦 正勝
仙台	主任主査	太田 慎二	菅原 好文
大崎	主任主査	太田 慎二	阿部 清人
県内全域 (補助)	主 事	中村 友香	—
	主 事	岩館 玲奈	—

現場でコーディネイター活動を行う担当者の体制

担当する市町村・地域	合計7名		現(前・元)職名	機構職員又は機構から委託した職員の別 ※委託の場合は委託先	連絡先
	新規7名	継続0名 (前年は合計 0名)			
大河原管内(2市7町)全域	H27年度継続 又新規の別	新規0名	元JAみやぎ仙南総務部長	機構職員	JAみやぎ仙南村田総合支店
仙台管内(4市8町1村)全域	新規	新規	元宮城県職員・前農業振興公社原種苗部長	機構職員	県仙台地方振興事務所
北部管内(1市4町)全域	新規	新規	前大崎農業共済組合参事	機構職員	県農業共済組合大崎支所
北部栗原管内(1市)全域	新規	新規	元宮城県職員・元みやぎ産業振興機構職員	機構職員	県北部地方振興事務所 栗原地域事務所
東部管内(2市)全域	新規	新規	元石巻市稲井土地改良区事務局長	機構職員	県東部地方振興事務所
東部登米・気仙沼管内(2市1町)全域	新規	新規	元登米市職員	機構職員	登米市産業経済部農林政策課
東部登米・気仙沼管内(2市1町)全域	新規	新規	元登米市職員	機構職員	登米市産業経済部農林政策課

(注) 各管内に属する市町村について

大河原管内(2市7町) : 白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町

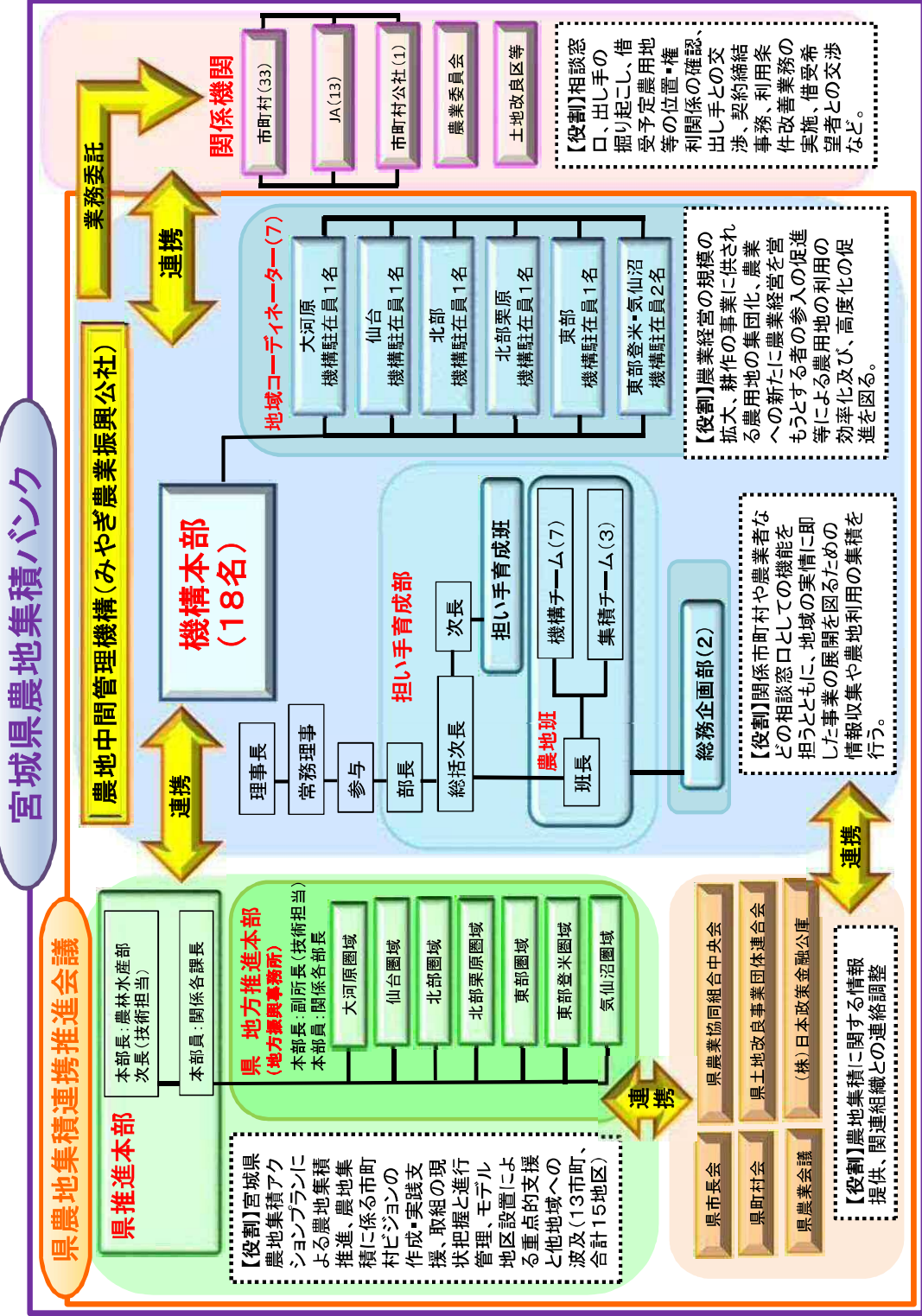
仙台管内(4市8町1村) : 名取市・岩沼市・亘理町・山元町・仙台市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・富谷町・大衡村

北部管内(1市4町) : 大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町 北部栗原管内(1市) : 栗原市

東部管内(2市) : 石巻市・東松島市

東部登米・気仙沼管内(2市1町) : 登米市・気仙沼市・南三陸町

宮城県農地中間管理機構の事業実施体制



農地中間管理事業に係る担い手農業者等との意見交換会を踏まえた改善点等

※この他にもありますが、主なものを公表しております。

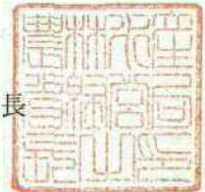
No	対象者		意見・要望内容	改善点等	備考
	意見・要望者	対応者			
1	担い手農業者等	機構	地域における機構職員の活動が見えない。	H27,5月より、機構職員として「地域コーディネーター」を7圏域（県地方振興事務所所管区域）毎に配置し、地域の声を反映する体制を整備した。	「地域コーディネーター」とは、機構地方駐在職員であり、機構の考え方を現場へ・現場の声を機構へ反映する役割を持つ。
2	担い手農業者等 業務委託先	宮城県	機構からの借入を周年で行えるようになってもらいたい。	対象農地の大半が水田のため、水稲作付に併せた時期のみ「農用地利用配分計画」を認可、公告することとしていたが、毎月認可、公告することとした。（周年対応）	
3	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構 市町村・農業委員会	機構を経由した借入処理に時間が掛かりすぎる。	機構借入及び機構貸付に係る農業委員会総会審議を同時に実施することとした。（処理日数の短縮化の実現）	機構借入＝農用地利用集積計画 機構貸付＝農用地利用配分計画
4	担い手農業者等	宮城県・機構	市町村やJAに機構事業の質問をしても対応がまちまちであり、よくわからない。	「業務マニュアル」や「Q&A」等を作成・改訂し、周知徹底した。（統一的取扱）	
5	担い手農業者等 業務委託先	機構	事務処理（書類作成）が煩雑である。	業務委託先と調整し、「帳票作成支援システム」を作成・改訂した。（事務処理の円滑化処理）	宮城県機構独自開発
6	担い手農業者等 業務委託先	宮城県・機構	ほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」を一時利用地でも可能にしてほしい。	面工事が完了したほ場整備事業地区での「地域集積協力金のエリアどり」は従前地と一時利用地の併記（根拠資料添付）により、一時利用地でも可能とした。	宮城県より文書通知済み
7	担い手農業者等	機構	誰に相談したらよいかわからない。	機構HPに「相談窓口一覧表」を掲載した。	機構・県・市町村・JA・関係機関・国等毎の窓口を公表中
8	農業法人経営者	機構	H30には生産調整を国は止めると言う。そうしたら土地利用型農業においては利益は出ず、機械・設備に投資することも出来なくなる。先行きが不安な状況で会社としてH30以降の姿を想定することが出来ないでいる。	恒久的な担い手の経営安定対策の確立と経営力向上支援対策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望
9	農業法人経営者	機構	農地の耕作（貸付）を依頼されることが多くなってきている。農地の規模拡大と併せて、草刈や用排水路の維持管理も増えているので大変である。「多面的機能支払」等があっても地域での対応を頂ければ良いのであるが。	担い手を中心となって農村集落が健全に維持・発展出来るよう、多面的支払機能に取り組む地域の拡大に向け、自治体負担の緩和等の施策の拡充を国へ要望した。	H27,9,3農林水産省事業ヒヤリング時要望
10	担い手農業者等	機構	中山間地域における耕作条件の悪い農地についても、農地中間管理事業により有効活用していただきたい。	制度上は、機構が条件改善実施後に担い手農家への貸付も可能である。しかし、地主or担い手の費用負担に伴うため実施要望は無い。 H27から開始された「農地耕作条件改善事業」は、負担軽減されるが、採択枠が狭いため、一層の予算確保を県・国へ要望する。	H27年度より「農地耕作条件改善事業」（ほ場整備事業実施済農地の再整備事業）開始



27経営第1068号
平成27年7月14日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

農林水産省経営局長



農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策の実施について

- 1 農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策については、6月19日に開催された官邸の農林水産業・地域の活力創造本部において、別添の「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づき改善策を進めることについて同本部として確認されました。また、これら改善策については、6月30日に閣議決定された日本再興戦略（改訂2015）にも反映されたところです。
- 2 つきましては、各都道府県・機構において、農林水産業・地域の活力創造本部において確認された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」に基づいて、別紙の改善策を速やかに講じていただき、農地中間管理機構を早急に軌道に乗せ、確実に実績を上げていただきますようお願いいたします。
- 3 改善策の実行状況については、8月31日までに別紙様式1により、管轄する地方農政局長へ報告していただきたいと思っております。なお、報告の内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請することもありますので、御承知おき願います。
- 4 また、8月以降、毎月、平成27年度末（28年3月末）時点での実績見込み等を別紙様式2により御報告いただきたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。



(別紙)

機構を軌道に乗せるための改善策

- 1 機構の役員体制について、法律が求める「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」となるよう、農業法人経営者、指導農業士、企業経営者の団体等とよく相談し、ノウハウのある方々がチームとして参加していただく形で再構築を行ってください(27年度上半期目途)。
また、新たな役員体制の下で、今年度の機構の活動方針を決定し、役員名簿(経営能力を有する者か分かるようにすること)とともに公表してください(27年度上半期目途)。
- 2 機構の現地職員及び委託先の市町村等の職員など、現地で農地集積のコーディネートを行う担当者を質・量ともに十分に配置し、その体制を公表してください(27年度上半期目途)。
- 3 機構が、受け手となる担い手農業者、新規参入希望者等と定期的(毎月又は隔月)に意見交換を行い、その結果(特に意見交換を踏まえて改善した点など)を公表してください(27年度上半期開始)。
- 4 都道府県は、市町村毎の人と農地の状況(本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等)を毎年度調査・公表してください(27年度上半期目途)。
また、機構理事長や都道府県幹部が市町村長と面談し、機構事業への積極的協力を要請してください。
- 5 都道府県から市町村に対して以下の事項について要請してください(27年度上半期目途)。
 - ① 人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すこと。
 - ② 市町村が、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うこと。
 - ③ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村が農業者に対するアンケート調査を行い、その結果を公表すること。
- 6 機構の役員・本部職員が、現地で農地集積のコーディネートを行う機構及び委託先の市町村等の担当者等と定期的に(毎月)打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理してください(27年度上半期開始)。

- 7 都道府県知事や機構理事長は、自らが前面に立ったPRを展開することなどにより、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなどの、機構のスキームを周知徹底してください（27年度上半期開始）。
- 8 都道府県の農地中間管理機構担当部局は、農地整備事業と機構事業がセットで進むよう、予算の要望・配分・実行に関し、農地整備事業担当部局や土地改良区と十分に連携して下さい（27年度上半期開始）。
- 9 都道府県・機構は、市町村等と連携し、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）による色分けした電子地図を活用して、各地域での話し合いを効果的に進めてください（27年度上半期開始）。
- 10 その他、以下の事項に引き続き留意して事業を推進して下さい。
 - (1) 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果を上げること。
 - (2) 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
 - (3) 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
 - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など）
 - イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
 - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
 - エ 基盤整備事業からのアプローチ

27 経営第 2176 号
平成 27 年 12 月 3 日

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長 殿

農林水産省経営局長



農地中間管理機構に関する都道府県別ヒアリングの結果について

- 1 官邸の「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策」に基づく改善状況について、本年 9 月、都道府県別にヒアリングを行いました。
- 2 多くの都道府県では、1 年目の手探りの状況を脱し、機構を軌道に乗せるために努力を積み重ねておられますが、都道府県ごとの取組にはかなりの濃淡があります。
- 3 このため、改善策の項目ごとに、各都道府県の改善状況がどの段階にあるかが分かるよう、評価を行いましたので、これについては、管轄の地方農政局長から御連絡いたします。
- 4 また、各地の担い手農業者の意見や今回のヒアリング結果等を踏まえて、別紙のとおり、総括的な留意事項を整理しました。
- 5 各都道府県においては、これらを参考にしていただき、機構が確実に軌道に乗るよう、更なる工夫をお願いいたします。



(別紙)

総括的な留意事項

1. 機構の役員体制・都道府県庁の体制は極めて重要です。

(1) 都道府県によっては、キーパーソンと言える機構役員・都道府県庁職員が見当たらないところがありますが、これでは推進力は生じません。

こうしたところは早急に体制の刷新を図って下さい。

(2) 機構の役員（評議員などではありません）については、農業法人経営者等の担い手や企業経営者等がチームとして役員に入り、機構の運営全体をしっかりとコントロールしていただく必要があります。

27年度までの実績が低調なレベルにとどまった場合、正式に役員体制の刷新を求めることになる可能性がありますので、十分に御検討下さい。

2. 担い手農業者から評価されない機構は軌道に乗ったとは言えません。

機構・都道府県庁と担い手農業者との前向きな意見交換を繰り返し、それを踏まえた機構の運営を行って下さい。

農林水産省では、各都道府県の担い手農業者に対してアンケート調査を行っていますので、御承知おき下さい。

3. 現地のコーディネートを行う職員の質と量は決定的に重要です。

ある都道府県では、機構が普及員〇B、市町村職員〇B、農協〇B等の中で適材と思われる人を探し出して、機構の職員とし、この方々を市町村の農政課又は農業委員会事務局に配置してコーディネートに当たるという体制をとっています。

こうした事例も参考にさせていただき、形式上の数だけではなく、本当に動ける人を必要数揃えるという観点で、御検討下さい。

4. 地域での話合いの進め方は工夫が必要です。

(1) 地域によって農業者等の意識（特に担い手でない農業者や農地所有者）や農地の状況も区々ですので、都道府県内一律ではなく、それぞれの地域の状況を見極め、それに見合った話合いの進め方を工夫して下さい。

(2) 人と農地の問題だけで話合いを持つのは難しいケースもあり得ますので、多面的機能支払に関する話合いなど、地域の多くの関係者が集まる機会をとらえて話合いを進めて下さい。

5. 機構と基盤整備との連携は更に強化して下さい。

2年目は1年目に比べて基盤整備との連携はよくなっていますが、まだ十分ではありません。都道府県内の基盤整備担当部局とより連携を密にし、次年度・次々年度の案件を含めて、機構と基盤整備がセットで動くように配慮して下さい。

6. 次のような行為は機構のスキームそのものに反しますので、速やかに是正をお願いします。

(1) 機構に農地を貸し付けたいという人が来たときに、借り手を探してから来るよう求めること

転貸先を探すのは機構の重要な仕事です。

機構が公募に応じた方々などと連絡をとって転貸先を探して下さい。

モデル地域に重点を置くことは必要なことですが、モデル地域以外でも出し手のニーズ、受け手のニーズに適切に対応していく必要があります。

(2) 賃料の変更について、機構への出し手と機構からの受け手が直接話し合うよう求めること

あくまで、機構が借り受けて、転貸しているのですから、機構が判断して行って下さい。

(3) 事業規程の貸付先決定ルールを遵守せず、機構又はその委託先が恣意的に貸付先を選定すること

事業規程では、隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮などの公正な貸付先決定ルールが定められていますが、これを無視して、機構又はその委託先が恣意的な判断で貸付先を選定することはあってはならないことです。

事業規程の貸付先決定ルールの遵守を徹底して下さい。

7. ある都道府県では、機構と農業法人協会が協定を締結し、農業法人協会の

メンバーが借りている農地を機構経由に切り換えようとしています（機構集積協力金を使用するわけではありません）。

これ自体では担い手への新規集積にはなりません。機構の認知度・信頼度を高め、今後の集約化のベースを作るという点で有意義であると考えており、参考にしていただきたいと思います。